

## 震災等緊急雇用対応事業に関するQA（平成23年度第3次補正予算）

※ 現時点における考え方を示すものであり、今後内容に変更等を生じる場合があります。

### （事業実施期間）

- 1 平成23年度第3次補正予算による重点分野雇用創造事業の拡充に伴う事業実施期間の取扱い如何。  
⇒ 平成23年度第3次補正予算分の交付金を活用する震災等緊急雇用対応事業について、平成24年度まで（一部、平成25年度まで）の事業実施を可能とする。  
なお、平成25年度に実施可能な事業は、平成24年度途中から開始し1年間の雇用期間を必要とする事業とする。

### （基金の造成）

- 2 平成23年度第3次補正予算として措置する交付金は、既存の基金と別の基金として管理する必要があるのか。  
⇒ 今般措置される交付金は緊急雇用創出事業臨時特例交付金を追加交付するものであり、都道府県において既存基金への積み増し等により対応されることを想定している。  
なお、目的変更等に伴う基金条例の改正の要否については、各都道府県の判断によるものとする。

### （基金の造成）

- 3 平成23年度第3次補正予算として措置する交付金は、年度内に既存基金に積み増さなければいけないのか。  
⇒ 平成23年度予算であるため、年度内の交付及び基金化を原則とするものであるが、交付時期が平成24年度に繰り越すことも可能である。

### （交付金の使途）

- 4 平成23年度第3次補正予算として措置する交付金により、重点分野雇用創出事業及び地域人材育成事業を実施することができるか。  
⇒ 今般措置される交付金は、震災等緊急雇用対応事業の実施のために交付するものであるため、当該事業の実施に活用していただきたい。  
なお、復興債を財源とする第3次補正予算分の独立性を確保する必要があることから、

今般措置される交付金を全額執行することが見込まれる場合（震災等緊急雇用対応事業の事業計画書上で事業費の合計が交付額を上回る場合）であっても、平成 23 年度第 1 次補正予算及び平成 22 年度補正予算として措置された交付金を活用することはできない。

（事業計画の策定）

5 改正前の震災対応事業の取扱い如何。

⇒ 改正前の震災対応事業において計画した事業については、震災等緊急雇用対応事業として実施するものとする。

（事業計画の策定）

6 第 3 次補正予算交付分事業とその他の事業との配分の変更を行ってはならないとされているが、交付金が交付される前に、既に震災対応事業として事業計画を行っていた事業を実施した場合、結果的に既に交付されている基金を活用し、震災等緊急雇用対応事業を実施することとなるが差し支えないか。また、実施に当たっては、3 / 1 1 以降の離職者を雇用することは可能か。

⇒ 実施を可能とする。3 / 1 1 以降の離職者も雇用して差し支えない。ただし、第 3 次補正予算交付分で実施する事業との区分経理を明確にしておくこと。

（対象事業）

7 平成 23 年度まで緊急雇用事業、重点分野雇用創出事業又は地域人材育成事業として実施している事業について、事業の一部を見直し、平成 24 年度以降震災等緊急雇用対応事業として実施することができるか。

⇒ 実施を可能とする。この場合、通算した雇用期間が 1 年以内（被災求職者を除く。）の範囲で、平成 23 年度事業にて雇用している者を平成 24 年度事業において引き続き雇い入れることも可能とする。また、平成 24 年度事業において、当該者を新規に雇用する失業者として取り扱うことも可能とする。

（対象事業）

8 平成 24 年度中に開始する事業において被災求職者を対象とする場合、被災求職者は更新可能であることから、事業実施期間を平成 25 年度末までとすることは可能か。

⇒ 可能である。ただし、平成 25 年度当初からの事業開始は認められないことに鑑み、平成 25 年度以降新たに失業者を雇用することはできない。

(対象事業)

9 震災等緊急雇用対応事業において、介護雇用プログラムと同様の事業を実施することは可能か。

⇒ 介護雇用プログラムは地域人材育成事業として実施する取扱いであることから、平成24年度末で終了するものであるが、震災等緊急雇用対応事業は人材育成を行う事業の実施も可能としていることから、介護の資格を取得する事業を実施することは可能である。ただし、介護福祉士の資格取得を目指す事業の場合、2年間の事業期間を要するため、2回以上の雇用期間の更新を可能としている被災求職者のみを対象に実施することはできるが、被災求職者以外を対象として実施することはできない。

(対象事業)

10 震災等緊急雇用対応事業として、地方公共団体の業務量の急激な増加等による事務補助員等としての臨時職員の雇用を行うことは可能か。

⇒ 業務量の急激な増加等臨時職員の雇用が新たに必要な事情が生じた場合、東日本大震災等の影響による失業者を臨時職員として雇用することが可能である。

(対象事業)

11 平成23年3月11日以降の離職者についても臨時職員としての雇用が可能か

⇒ 可能である。

(対象事業)

12 平成23年11月21日付け職政発1121第8号・職地発1121第6号厚生労働省職業安定局雇用政策課長・地域雇用対策室長通知3(1)において、被災地以外の場合には可能な限り成長が見込まれる分野での事業の実施に努めることとされているが、清掃等の単純労働は認められないか。

⇒ 単純労働を否定するものではないが、基金事業終了後、将来的に、基金事業従事者が安定的な雇用につながるよう配慮する必要がある。こうした観点から、次の雇用までの短期の雇用・就業機会としてふさわしい事業であるかを考慮した上で事業計画を行っていただきたい。

(雇用期間)

13 同一の労働者(被災求職者を除く。)が複数の基金事業(緊急雇用事業、重点分野雇用創出事業、地域人材育成事業及び震災等緊急雇用対応事業)に重ねて就く場合の通算の雇用期間の上限如何。

⇒ 通算した雇用期間が1年以内の範囲で、同一の労働者が複数の基金事業に重ねて就く

ことが可能である。

(対象となる失業者)

14 震災等緊急雇用対応事業の対象となる失業者の範囲如何。

⇒ 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県内の災害救助法適用地域に所在する事業所を離職した失業者又は当該地域に居住していた求職者並びに平成23年3月11日以降に離職した失業者とする。ただし、被災求職者を優先的に雇用することとする。

(対象となる失業者)

15 震災等緊急雇用対応事業で雇用する者は、全員「東日本大震災等の影響による失業者」でなければならないのか。

⇒ 原則として、東日本大震災等の影響による失業者を雇用することとするが、募集した結果、対象となる失業者のみでは求人を充足せず、事業が実施できない場合には、対象となる失業者以外の失業者（平成23年3月11日以前から失業していた者）が含まれることも可能とする。ただし、震災等緊急雇用対応事業は、あくまでも東日本大震災等の影響による失業者の雇用の確保を目的とするものであることに留意していただきたい。

(対象となる失業者)

16 平成23年3月11日以降に基金事業を終了した者を、震災等緊急雇用対応事業の対象者とすることは可能か。

⇒ 可能である。ただし、被災求職者を除き、雇用期間が通算して1年以内となるよう留意すること。

(対象となる失業者)

17 平成23年3月11日以降に離職した失業者であることの確認方法如何。

⇒ 受託者が本人に、雇用保険受給資格者証、廃業届、採用面接等における本人への質問、履歴書や職務経歴書の提示等により確認することなどが考えられる。

(対象となる失業者)

18 ハローワークで東日本大震災等の影響による失業者であることを条件に求人を出すことは可能か。

⇒ 国の政策の遂行に係るもののため、当該条件を付すことは可能である。

(対象となる失業者)

19 未就職卒業者は新規雇用する失業者として認められるのか。

⇒ 平成23年3月以降に卒業した者は対象者として取り扱うこととして差し支えない。

(対象となる失業者)

20 平成23年3月11日以前に離職した者が3月11日以降シルバー人材センターからの仕事を何日か実施した場合、その者を3月11日以降の離職者とみなし震災等緊急雇用対応事業の対象者とすることは可能か。

⇒ 数日間の仕事に従事したことを理由に、東日本大震災等の影響による失業者とみなすことは難しいと考えられるため、対象とすることはできない。